

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
令和6年3月1日

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

令和5年9月5日付けで貴職から受けた、「さいたま市立特定中学校の審査請求人の子（以下「生徒A」という。）に対するいじめに関する文書 ・その他本件に関係ありと思料される一切の文書」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年2月28日付け教学指2第2715号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、実施機関は本件処分の一部を取り消し、なお開示できる部分について再検討を行うべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った審査請求に係る処分を取り消し、生徒Aが担当教師と直接会話した内容、または担当教師及びいじめをした相手（以下「加害生徒」という。）が同席した場での会話内容等を開示するよう求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 本審査請求の対象となる処分には、不開示箇所とその理由が特定できる情報が存在しない。つまり、本件処分は、個人情報の保護に関する法律施行前のさいたま市個人情報保護条例に基づき処分されたものであるが、

同条例第19条で理由の付記として「実施機関は、開示請求に係る個人情報全部又は一部を開示しないとするときは、開示請求者に対し、書面によりその理由を示さなければならない」とあるところ、本件処分では開示しない部分と開示しない理由の記載があるものの、各対象文書の不開示部分がどのような理由で不開示となったかが容易に審査請求人に認識できる場所の特定の表記がなく、理由不備であり不当な処分である。

- (2) 本件処分に係る文書は、生徒Aが中学校でいじめの被害にあった内容に関する文書である。

別表記載の不開示部分は、生徒A（一部請求人も同席）が担当教師と直接会話した内容、又は担当教師及びいじめをした相手が同席した場での会話内容である。

実施機関は、教師及び加害生徒が同席した場での加害生徒に関する氏名や発言内容について、開示しない理由として、条例14条2号の第三者のプライバシーを侵害し、当該第三者の正当な権利利益を害するおそれがあるという理由で不開示としているが、生徒A自身が加害生徒からいじめを受け、更に同席した場での会話内容であるから生徒A及び請求人にとっては周知の事実で生徒A等の情報でもある上、これを開示しても加害相手の権利利益を害するおそれは極めて低く、生徒Aが受けたいじめの実態を解明する必要性が上回ることから、別表記載の不開示となった箇所は開示されるべきである。

- (3) 弁明書記載事実の認否

ア 弁明書1頁の「5 審査請求人の主張について」の記載事実全般を否認する。

理由は、処分庁が弁明書において、「審査請求人は、不開示箇所とその理由が特定できる情報が存在しないことを主張しているが、条例の2、4、6号に該当するため非開示とした。」と弁明（主張）しているが、審査請求人の主張は、そもそも不開示とした部分が複数あり、各不開示部分がどのような理由で不開示となっているのかの場所を特定した理由の提示がなく、請求者に識別できないという趣旨であり、論点が異なっている。

イ 弁明書1頁の「5 審査請求人の主張について」の「・・・条例の2、4、6号に該当するため非開示とした。」の記載事実を否認する。

理由は、条例を根拠に非開示としたとされているが、各非開示部分の具体的な非開示理由が示されておらず、理由の付記としては不十分である。

- (4) 審査請求人の反論

そもそも審査請求書にも記載のとおり、開示決定通知書で一部開示決

定としているが、その不開示とした箇所全般について、各不開示部分が条例上どのような理由で不開示となっているのか具体的に示されていない。

さいたま市行政手続条例第8条第1項では、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならない。」と理由の提示について規定されている。

また、最高裁判決でも、理由の提示は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由（不開示の理由）を相手方（開示請求者）に知らせて、その不服申し立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、この部分開示決定通知に付記すべき理由としては、不開示とする部分について、所定の不開示理由のどれにあたるかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない、と示されている（最高裁判所平成4年（行ツ）48号同年12月10日第一小法廷判決参照）。

本件部分開示決定通知書の記載を見ると、不開示とした各部分を具体的に特定する記載はなく、部分開示決定通知書の「開示しない情報」欄に記載された部分と本件対象の保有個人情報の不開示とした部分の対応関係を正確に把握することができない。

不開示とした部分が複数ある場合、不開示とした部分を特定できていないときは、不開示とした情報のどの部分がどのような理由により不開示となっているのかが明らかではなく、求められる理由の提示としては十分とは言えず、請求者にとってははじめの実態解明の前段にも立つことができない。

本弁明書についても条例の不開示情報を羅列し、不開示理由を主張したに過ぎず、手続条例の規定の趣旨に則った理由の提示がなされていない不当な処分である。

また、理由の付記が不十分なため、こちらとしても明確な判断のもと主張はできないが、審査請求書で主張したとおり、審査請求人や生徒A（以下「審査請求人等」という。）が学校職員や加害者と同席した場面における加害者の氏名や発言内容を記載した箇所については、審査請求人等が当然に直接見聞きしている内容であり、審査請求人等の情報でもあることから、不開示とすべき理由がない。

条例第14条では、不開示情報に該当する場合を除き、開示義務を規定しており、同条(2)では、開示請求者以外の者に関する情報を不開示情報としているが、但し書きで人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は除くとされている。生徒Aは、いじめによる健康被害を受けており、実態解明や学校の対応等のために本件開示請求をしている。

以上を踏まえて、処分庁は処分を取り消した上で、条例上非開示理由に該当しない箇所については開示し、不開示箇所とする箇所については場所を特定し不開示理由を付記した上で再処分することを求める。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

審査請求人より「さいたま市立特定中学校の生徒Aに対するいじめに関する文書、その他本件に関係ありと思料される一切の文書」について個人情報の開示請求を受け、当該個人情報は、開示することにより、特定の個人を識別することができるものまたは個人の権利利益を害する恐れがあると認められると判断し、一部開示を決定した。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、不開示箇所とその理由が特定できる情報が存在しないことを主張しているが、条例第14条第2号、第4号、第6号に該当するため不開示とした。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、審査請求人が令和5年1月19日に開示請求を行った「・さいたま市立特定中学校の生徒Aに対するいじめに関する文書 ・その他本件に関係ありと思料される一切の文書」である。

実施機関は、本件対象個人情報として、「①聞き取り記録、②令和4年度学校運営協議会・いじめ防止対策委員会報告資料、③生徒指導委員会（校内いじめ防止対策委員会）、④生徒指導部会（校内いじめ防止対策委員会）、⑤教育相談部会記録、⑥令和4年度いじめに係る状況報告」を特定し、条例第14条第2号、第4号及び第6号に該当する箇所を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、本件処分では開示しない部分と開示しない理由の記載があるものの、各対象文書の不開示部分がどのような理由で不開示となったかが容易に認識できる場所の特定の表記がなく、理由不備であり不当な処分である、また、審査請求人等が担当教師と直接会話した内容、又は担当教師及び加害生徒が同席した場での加害生徒に関する氏名や発言内容について、同席した場での会話内容であるから、審査請求人等にとっては周知の事実で審査請求人等の情報でもありとして、本件審査請求を行ったものである。

#### 2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関は本件対象個人情報として、
- ① 聞き取り記録 ①～⑭ (以下「①」という。)、
  - ② 令和4年度学校運営協議会・いじめ防止対策委員会報告資料 第1回～第3回 (以下「②」という。)、
  - ③ 生徒指導委員会 (校内いじめ防止対策委員会) 第1回～第2回 (以下「③」という。)、
  - ④ 生徒指導部会 (校内いじめ防止対策委員会) 第6回・別紙・第7回・第8回・別紙・第9回・第10回・別紙・第11回・第12回・第13回・別紙・第14回・第21回・第24回・第26回・第27回・第28回・第39回 (以下「④」という。)、
  - ⑤ 教育相談部会記録 4月21日・4月28日・5月12日・5月19日・5月26日・6月2日・6月9日・6月30日・7月7日・7月16日・9月8日・9月15日・9月29日・10月6日・10月27日・11月7日・12月8日・1月12日・1月19日 (以下「⑤」という。)
  - ⑥ 令和4年度いじめに係る状況報告 5月～1月分 (以下「⑥」という。)
- の文書を特定した。

これらの個人情報のうち、

ア 聞き取り調査に応じた生徒及び生徒の保護者の氏名及び発言内容及び行動

イ 該当校に在籍している生徒及び保護者の情報

ウ 第三者の氏名等

エ 審議、検討又は協議に関する情報

オ 他の公的機関との連携内容

を、開示しない部分として明示している。

そして、開示しない理由として、上記のア、イ及びウに示した個人情報については条例第14条第2号に該当しかつその理由を明示し、上記エに示した個人情報については条例第14条第4号に該当しかつその理由を明示し、上記オに示した個人情報については条例第14条第6号に該当しかつその理由を明示している。

審査請求人は、この個人情報一部開示決定に対して各対象文書の不開示部分がどのような理由で不開示となったか容易に審査請求人に認識できる場所の特定の表記がなく、理由不備であり不当処分であるとして審査請求を行っている。

以下、実施機関の一部開示決定の内容と審査請求人の主張について考察する。

個人情報一部開示決定通知書において開示しない部分に記載されたア、イ、ウ、エ及びオの情報とそれがどの不開示部分かを特定できないと

の審査請求人の主張には一定の理解ができるものである。しかしながら、審査請求人の求める個人情報情報は審査請求人の子に対するいじめにかかわる情報であることを注意を払うと、①から⑥までの文書のうち審査請求人の子の個人情報の不開示部分は①並びに①の不開示部分が基となる④及び⑤の文書にある部分である。そして、これら審査請求人の子の個人情報の不開示部分が存しない②から⑥までの文書（④及び⑤の審査請求人の子の個人情報の不開示部分を除く。）には、審査請求人の子以外の個人情報等が記載されている。このことは、審査請求人も審査請求書の記載内容から見て把握されていると拝察できる。以上のことを考慮すると、①並びに①の不開示部分が基となる④及び⑤の文書の開示しない部分に対応する開示しない理由は多大な困難なく認識でき、審査請求人の主張する理由不備であり不当な処分とまでは言えないと思料する。しかしながら、実施機関において審査請求人が求める個人情報の不開示場所とその理由を示すことに一段の踏み込んだ整理があれば理解がしやすいものとなったと考える。

なお、①から⑤までの文書を当審査会において見分し、以上に述べた内容であることを確認したところである。

(2) 次に、審査請求人は、審査請求書の別表として記載した不開示部分の開示を求めている。教師及び加害生徒が同席した場での加害生徒に関する氏名や発言内容についてである。実施機関は、当該加害生徒の氏名や発言内容を開示すれば当該生徒の社会的評価を著しく低下させ、その回復が困難な事態が生じ、さらには当該生徒及びその保護者等に対して非難、中傷等が行われるおそれがある情報として不開示とした。この実施機関の判断は考慮に値するものと考えるが、重大な人権侵害を招きかねない事案においては開示を原則とする判断が適切であると思料する。従って、実施機関において審査請求に係る不開示部分について開示できる部分の再検討を行うべきである。

3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 9月 5日	諮問の受理（諮問第597号）
②	令和 5年11月16日	審議
③	令和 5年12月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 6年 2月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)